

[OTC 医薬品販売時確認シート] 販売者用

※【製・要・1・濫】の記載は、法令上の必須事項であることを示す。

(注) 製＝薬局製剤(毒薬及び劇薬であるものを除く) 要＝要指導医薬品 1＝第一類医薬品 濫＝指定濫用防止医薬品

※リスク区分や法令の定め等に関わらず、医薬品の適正使用のためには、購入者・使用者情報を確認の上で販売する必要がある。

-
- 購入者が使用者本人か否か【要】
 - 年齢【製・要・1・濫】
 - 指定濫用防止医薬品に該当する成分である場合、購入者が18歳以上／未満を確認【濫】
 - 18歳未満である場合、複数個・大容量の販売は不可
 - 18歳以上であっても、複数個・大容量の販売は、理由を確認し、適正な使用を確保できないと認められる場合は販売しない
 - 他の薬剤又は医薬品の使用の状況【製・要・1・濫】
 - 性別【製・要・1】
 - 症状【製・要・1】
 - 当該症状での医師等の診断を受けたか否かの別及び診断を受けたことがある場合にはその診断の内容【製・要・1】
 - 現にかかっている他の疾病の有無・病名【製・要・1】
 - 妊娠の有無・週数【製・要・1】
 - 授乳の有無【製・要・1】
 - 当該医薬品に係る購入、譲受けまたは使用経験の有無【製・要・1】
 - 調剤された薬剤又は医薬品の副作用その他の事由によると疑われる疾病にかかったことがあるか否か(有:症状・時期・薬名称・成分・服用量や服用状況)【製・要・1】
 - その他確認が必要な事項【製・要・1】

■指定濫用防止医薬品は、リスク区分に関わらず以下についても確認の上販売すること。

- 購入しようとする者等が18歳未満である場合は当該者の氏名【濫】
- 購入しようとする者等の当該指定濫用防止医薬品及びその他の指定濫用防止医薬品の購入又は譲受けの状況【濫】
- 指定濫用防止医薬品の適正な使用のために必要と認められる数量として厚生労働大臣が定める数量を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合はその理由【濫】
- 適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項【濫】
- その他指定濫用防止医薬品に係る情報の提供を行うために確認が必要な事項【濫】

-
- 情報提供内容の理解及び質問の有無の確認【製・要・1・濫】